

4月から国保制度が変更

《問合せ》市民課 ☎21-9061

国民健康保険(国保)制度は、これまで、市町村単位で運営してきましたが、平成27年5月の法律改正で、30年度から、都道府県と市町村が共同保険者となって一体的に運営することになります。



注意

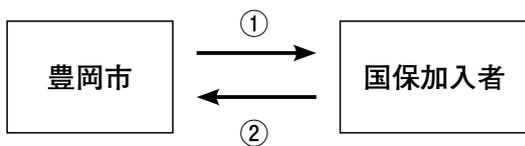
現在国保に加入している人は、制度の変更で改めて手続きを行う必要はありません。今後の手続きの窓口も市のままで変更ありません。

なぜ、国保制度の見直しが必要なのか？

- 国保は、他の健康保険組合などと比べると、加入者の年齢構成が高いため医療費が高く、年金受給者が多いことから所得水準が低く、国保税の負担が重いといった構造的な問題を抱えています。
 - 国保を安定的に運営するためには一定の財政規模が必要ですが、現行の市町村国保では、財政運営が不安定になる小規模保険者が多い状況です。そのため、今のままでは国保制度を維持できなくなる恐れがあります。
- ⇒こうした理由から、財政運営を都道府県単位に拡大することで国民皆保険の要である国保の財政基盤を強化し、安定した制度として次の世代に引き継げるようにします。

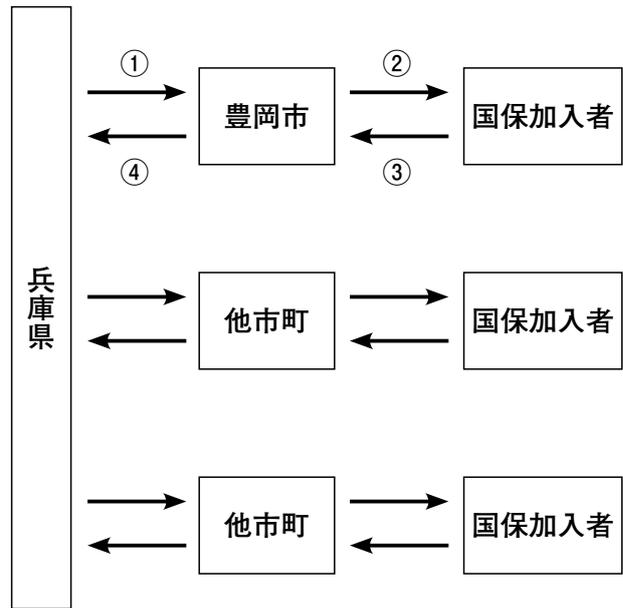
今後の国保税の仕組み

【これまでの制度】



- ①市は、国保加入者の医療費などの必要な費用を見込み、国保税率を設定します。
- ②国保加入者の皆さんが納める国保税で、市は国保事業を運営します。

【制度改正後】



- ①県は、県全体の医療費などの必要な費用を見込み、各市の加入者数などの状況に応じて費用を各市へ配分し、国保事業費納付金として市へ提示します。
- ②市は、提示された納付額を納めることができる国保税率を設定します。
- ③②で設定した税額を国保加入者の皆さんが国保税として納めます。
- ④市は、国保加入者の皆さんが納付した国保税を県に国保事業費納付金として納付します。

何か変わるところは？

保険証の様式が変わります

県も保険者となるため、保険証の様式が変わります。現在使用している保険証は、4月1日以降の最初の保険証更新の際(12月1日)に、変更される予定です。

高額療養費の多数回該当が県単位で通算され、加入者の負担が軽減されます

県内で他の市町に転出した場合でも、転出前と同じ世帯であることが認められる場合は、高額療養費の多数回該当(注)が通算されるようになります。

(注)高額療養費の多数回該当とは、過去12カ月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に、自己負担限度額が引き下げられる制度です。

市営住宅等の入居者を募集(定期)

《申込み・問合せ》建築住宅課 ☎21-9018

平成30年度の市営住宅、特定公共賃貸住宅、および県営住宅の入居申込みを受け付けます。既に申込みをしている方は、5月13日(日)で申込みの効力を失います。引き続き入居を希望する方は、申込期間内に再度申込みをしてください。



申込期間 4月4日(水)~24日(火)

午前8時30分~午後5時15分
(土・日曜日を除く)

▼**募集要項配布・申込場所** 建築住宅課または各振興局地域振興課

▼**提出書類** 市営住宅入居申込書・特定公共賃貸住宅入居申込書・県営住宅入居申込書

▼**入居資格**

次の要件を全て満たすこと

- 現に同居し、または同居しようとする親族がいる方。ただし、60歳以上の方や障害者など、条件により単身入居可
- 入居する世帯全員の合計収入が基準内の方
 - ・一般世帯：収入月額158,000円以下
 - ・裁量階層世帯：収入月額214,000円以下
- ※収入月額=(世帯全員の年間総所得金額-控除合計金額)÷12カ月
- ※裁量階層世帯とは、高齢者世帯、障害者がある世帯、小学校就学前の子がいる世帯など
- ※轟、森本、久畑二ノ宮住宅では、裁量階層世帯を拡充(中学校卒業までの子がいる世帯や夫婦の年齢の合計が70歳未満で婚姻後2年以内の世帯)

- 現に住宅に困窮しているのが明らかな方
- 市町村税を滞納していない方
- 暴力団員などでない方
- 連帯保証人を準備できる方(要件あり)

※特定公共賃貸住宅と県営住宅の入居資格は、市営住宅の入居資格と一部異なります。申込みの際に問い合わせてください。

▼**その他** 募集停止となっている住宅もあります。

長期待機者優先選考

今回の募集までに連続して3年以上申込みをしたが、入居できなかった方に対して、抽選を2回受けることができる優先選考措置を取ります。なお、市営・県営住宅の入居資格を備えていることが必要ですので、申込時に申し出てください。



==公開抽選会==

今回の申込みをした方を対象に、待機順番を決定するため、次のとおり公開抽選を行います。

▼**日時** 5月13日(日)

※市営住宅 午前10時~

※特定公共賃貸住宅 午前11時~

※県営住宅 午前11時30分~

▼**場所** 豊岡稽古堂 3階

▼**一時保育** 一時保育(原則1歳半~就学前)を希望の方は、4月24日(火)までに申し込んでください。

▼**その他** 入居は6月以降になります。

禁止!屋外焼却

《問合せ》生活環境課 ☎23-5304

野外焼却は犯罪です!
絶対にしないでください!

ごみの野焼きと呼ばれる「野外焼却」は法律で禁止されており、違反すると「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこれの併科」となります。

野外焼却は大気汚染の原因になるだけでなく、

煙や臭いで近隣住民の迷惑になったり、火災の原因にもなる危険な行為ですので、絶対にしないようにしてください。

農業、林業および漁業を営むためなど、法律で一部例外規定として認められている野外焼却もありますが、その場合でも、近隣住民の迷惑にならないよう、風向きや時間帯、燃やす量など十分に配慮してください。